

令和2年4月8日

保護者の皆様へ

県立社高等学校長

緊急事態宣言を踏まえた県立学校における春季休業明けの取扱いについて

春季休業中は、感染予防対策を実施しながら、教育活動を校内に限定し、部活動（2時間上限）及び単位認定に関わる補習のみを認めていましたが、このたび、緊急事態宣言を受けて5月6日までの間、臨時休業とします。

臨時休業期間中、生徒への課題の指示や提出等のために、下記のとおり登校日を設定しますので、ご理解ご協力をお願いします。

記

1 登校日

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 全校生 | 4月9日（木）、5月1日（金） |
| (2) 1年生のみ | 4月15日（水）、4月22日（水） |
| (3) 2年生のみ | 4月16日（木）、4月23日（木） |
| (4) 3年生のみ | 4月17日（金）、4月24日（金） |

2 登校時間 8時30分

3 下校時間 12時00分完全下校

4 登校に不安・心配を感じる場合

- (1) 感染の不安・心配を理由に登校できない生徒等については、遠慮なく学級担任等にご相談ください。
- (2) 微熱、風邪様症状がある場合は、登校を控えてください。

5 お願い

各家庭においては、不要不急の外出の自粛をするとともに、次のような対策をお願いします

- (1) 感染源を絶つ ご家庭と連携し毎夕の検温及び風邪症状等の確認の徹底
- (2) 感染経路を絶つ 手洗いや咳エチケットの指導の徹底
- (3) 抵抗力を高める 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう学校でも改めて指導を徹底

6 その他

- (1) 部活動は禁止します。（登校日を含む）
- (2) 規則正しい生活を心がけ家庭学習（課題等）に努めさせてください。

*上記の件に関するお問い合わせ 社高校 TEL 0795（42）2055 教頭まで